

官報 号外

平成十四年十一月十四日

○第一百五十九回 衆議院会議録 第十号

平成十四年十一月十四日(木曜日)

平成十四年十一月十四日
午後一時開議 第八号

午後一時開議

第一 有明海及び八代海の再生に関する臨時措

置法案(第百五十四回国会、佐藤謙一郎

君外四名提出)

第二 有明海及び八代海を再生するための特別

措置に関する法律案(第百五十四回国

会、古賀誠君外九名提出)

第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第四 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第五 公職選挙法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

第六 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙

期日等の臨時特例に関する法律案(内閣

提出)

第七 知的財産基本法案(内閣提出)

議員請暇の件

国家公務員倫理審査会委員任命につき同意を求

めるの件
議員請暇の件
法案外一案
國家公務員倫理審査会委員任命につき同意を求めるの件等四件
有明海及び八代海の再生に関する臨時措置

午後一時三分開議
○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(綿貫民輔君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

谷本龍哉君から、十一月十七日から二十六日まで十日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

国家公務員倫理審査会委員に得本輝人君を、
情報公開審査会委員に松井茂記君を、
中央労働委員会委員に山口浩一郎君、佐藤英善
君、今野浩一郎君、椎谷正君、落合誠一君、渡辺
章君、上村直子君、荒井史男君、山川隆君、諫
訪康雄君、曾田多賀君、岡部喜代子君、林紀子君
及び横溝正子君を、
及び横溝正子君を、

中央労働委員会委員に大森政輔君を、
任命することについて、申し出のとおり同意を与
えるに御異議ありませんか。

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

日程第五 公職選挙法の一部を改正する法律
案(内閣提出)
日程第六 地方公共団体の議会の議員及び長
の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第五、公職選挙法の一
部を改正する法律案、日程第六、地方公共団体の
議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に關す
る法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に関する特別委員長高橋一郎君。

書
公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告
書

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等
の臨時特例に関する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[高橋一郎君登壇]

○高橋一郎君 ただいま議題となりました両法律
案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法
改正に関する特別委員会における審査の経過及び
結果を御報告申し上げます。

また、公職選挙法の一部を改正する法律案につ
いて申し上げます。

本案は、市町村の廃置分合に伴う地方公共団体

の議会の議員及び長の選挙権に関する所要件に
ついて特例を定めるとともに、市の議会の議員並
びに町村の議会の議員及び長の選挙において、そ
の選挙の期日の告示の前に掲示された政党その他
の政治活動を行う団体がその政治活動のために使
用するボスターについて、他の選挙と同様の規制
を行おうとするものであります。

次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙
期日等の臨時特例に関する法律案について申し上
げます。

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員
または長の任期が平成十五年三月から五月までの
間に満了することとなりますので、これらの選挙
の円滑な執行と経費の節減を図るため、選挙の期
日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の
特例を定めようとするものであります。

両法律案は、去る十一月七日本委員会に付託さ
れ、昨十三日片山総務大臣からそれぞれ提案理由
の説明を聴取した後、質疑を行い、同日質疑を終
局いたしました。公職選挙法の一部を改正する法
律案は、討論の後、採決の結果、賛成多数をもつ
て原案のとおり可決すべきものと議決し、地方公
共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特
例に関する法律案は、採決の結果、全会一致を
もって原案のとおり可決すべきものと議決した次
第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[村田吉隆君登壇]

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

[賛成者起立]

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。
日程第七 知的財産基本法案(内閣提出)

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

吉隆君。

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は賛
成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議
決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は賛
成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議
決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 知的財産基本法案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[村田吉隆君登壇]

○村田吉隆君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、経済産業委員会における審査の經
過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我
が国産業の国際競争力を強化することとの必要性
が増大している状況に鑑み、新たな知的財産
の創造及びその効果的な活用による付加価値の創
出を軸とする活力ある経済社会を実現するた
め、知的財産の創造、保護及び活用に関し、その
基本理念、国の責務その他の基本となる事項を定
めるとともに、知的財産戦略本部を設置すること
等により、知的財産に関する施策を集中的かつ計
画的に推進するための措置を講じようとするもの
であります。

本案は、去る十一月一日本会議において趣旨説
明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されま
した。

○下村博文君 議事日程追加の緊急動議を提出い
たします。

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

[賛成者起立]

○議長(綿貫民輔君) 下村博文君の動議に御異議
ありませんか。

○議長(綿貫民輔君) 下村博文君の動議に御異議
ありませんか。

○議長(綿貫民輔君) 下村博文君の動議に御異議
ありませんか。

した。

同月六日平沼経済産業大臣から提案理由の説明

官報(号外)

平成十四年十一月十四日

衆議院会議録第十一号

議長の報告

		宮腰 宮本		小沢 土肥		光対 隆一君	
経済産業委員会		佐藤 佐藤		剛男君 恭之君		堀込 松本	
国土交通委員会		金子 今田		太衛君 保典君		和秋君 隆一君	
辞任		佐藤 佐藤		剛男君 恭之君		征雄君 三君	
中本 中本		太衛君 太衛君		松崎 松崎		堀込 松本	
大幡 大幡		細野 細野		細野 細野		堀込 松本	
大森 大森		鍵田 鍵田		中村 中村		堀込 松本	
島 島		山谷えり子君 山谷えり子君		山谷えり子君 山谷えり子君		堀込 松本	
内閣委員会		嘉数 金子		知賢君 恭之君		堀込 松本	
辞任		金子 金子		知賢君 恭之君		堀込 松本	
谷本 谷本		大畠 郁夫君		龍哉君 章宏君		堀込 松本	
山花 山花		大畠 郁夫君		龍哉君 章宏君		堀込 松本	
補欠		大幡 大幡		細野 細野		堀込 松本	
駆 駆		大幡 大幡		細野 紆君		堀込 松本	
議院運営委員会		澤山 大島		高木 高木		堀込 松本	
辞任		澤山 大島		梶山 梶山		堀込 松本	
中本 中本		中村 中村		島 島		堀込 松本	
大幡 大幡		細野 紆君		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		駆 駆		堀込 松本	
細野 紆君		澤山 大島		島 島		堀込 松本	

官 報 (号 外)

別表第一

平成十四年十一月十四日

衆議院会議録第十号

議長の報告

特 殘 法 人 名	融 資 元 の 民 間 法 人 名	平成13年度末の政府保証が付 いてる民間法人からの融資 残高 (千円)
石油公団	株式会社日本興業銀行	246,113,964
	農林中央金庫	210,111,135
	信金中央金庫	204,843,135
	株式会社新生銀行	181,458,210
	株式会社東京三菱銀行	173,887,025
	住友信託銀行株式会社	69,817,210
	三菱信託銀行株式会社	67,856,100
	株式会社三井住友銀行	54,369,000
	中央三井信託銀行株式会社	52,100,000
	株式会社第一勵業銀行	40,755,100
	株式会社UFJ銀行	38,712,000
	全国共済農業協同組合連合会	25,797,350
	日本生命保険相互会社	24,444,000
	株式会社富士銀行	23,359,000
	第一生命保険相互会社	18,326,000
	UFJ信託銀行株式会社	16,294,000
	住友生命保険相互会社	14,799,000
	明治生命保険相互会社	10,511,000
	株式会社あさひ銀行	9,857,000
	朝日生命保険相互会社	7,515,000
	安田生命保険相互会社	7,091,000
	太陽生命保険相互会社	4,413,000
	株式会社横浜銀行	4,057,535
	株式会社千葉銀行	3,427,535
	株式会社山口銀行	3,288,000
	株式会社静岡銀行	3,129,000
	大同生命保険相互会社	2,698,000
	東京海上火災保険株式会社	2,677,300
	富国生命保険相互会社	2,083,000
	株式会社秋田銀行	1,909,535
	株式会社岩手銀行	1,909,535
	株式会社鹿児島銀行	1,909,535
	日動火災海上保険株式会社	1,856,600
	株式会社福岡銀行	1,616,000
	株式会社東北銀行	894,000

官 報 (号 外)

平成十四年十一月十四日 衆議院会議録第十号 議長の報告

	三井住友海上火災保険株式会社	846,600
	富士火災海上保険株式会社	681,200
	マスミューチュアル生命保険株式会社	611,000
	安田火災海上保険株式会社	540,600
	あいおい損害保険株式会社	535,700
	共栄火災海上保険相互会社	467,200
	トーア再保険株式会社	429,400
	日本興亜損害保険株式会社	406,100
	日産火災海上保険株式会社	196,900
	ニッセイ同和損害保険株式会社	138,000
	日新火災海上保険株式会社	83,400
	大成火災海上保険株式会社	54,600
	朝日火災海上保険株式会社	16,800
	太陽火災海上保険株式会社	12,200
	大同火災海上保険株式会社	4,400
	民間法人からの融資残高総額	1,538,908,904
都市基盤整備公団	株式会社日本興業銀行	1,314,000
	信金中央金庫	1,171,000
	株式会社新生銀行	411,000
	民間法人からの融資残高総額	2,896,000
金属鉱業事業団	株式会社三井住友銀行	49,085
	株式会社日本興業銀行	37,269
	株式会社東京三菱銀行	34,239
	中央三井信託銀行株式会社	27,270
	株式会社第一勧業銀行	24,240
	三井信託銀行株式会社	21,210
	株式会社UFJ銀行	21,210
	株式会社新生銀行	18,180
	住友信託銀行株式会社	18,180
	株式会社あさひ銀行	9,697
	株式会社あおぞら銀行	9,090
	株式会社富士銀行	9,090
	安田信託銀行株式会社	9,090
	UFJ信託銀行株式会社	9,090
	株式会社大和銀行	3,030
	信金中央金庫	3,030
	民間法人からの融資残高総額	303,000

官 報 (号 外)

平成十四年十一月十四日 衆議院会議録第十号 議長の報告

運輸施設整備事業団	株式会社富士銀行	4,750,000
	株式会社三井住友銀行	4,500,000
	株式会社日本興業銀行	3,695,000
	株式会社第一勵業銀行	3,320,000
	株式会社新生銀行	2,795,000
	株式会社東京三菱銀行	2,500,000
	株式会社U F J 銀行	2,500,000
	住友信託銀行株式会社	2,170,000
	中央三井信託銀行株式会社	1,650,000
	株式会社大和銀行	1,120,000
	民間法人からの融資残高総額	29,000,000
環境事業団	株式会社第一勵業銀行	100,000
	株式会社東京三菱銀行	100,000
	民間法人からの融資残高総額	200,000
核燃料サイクル開発機構	株式会社三井住友銀行	6,319,230
	株式会社U F J 銀行	5,674,420
	株式会社日本興業銀行	4,320,330
	株式会社新生銀行	3,610,980
	株式会社東京三菱銀行	3,095,130
	株式会社第一勵業銀行	2,837,210
	株式会社富士銀行	2,837,210
	株式会社あさひ銀行	1,354,110
	株式会社あおぞら銀行	1,096,190
	株式会社大和銀行	1,096,190
	民間法人からの融資残高総額	32,241,000

別表第二

順 位	融資元の民間法人名	平成13年度末の政府保証が付いている民間法人から特殊法人への融資残高総額(千円)
1	株式会社日本興業銀行	255,480,563
2	農林中央金庫	210,111,135
3	信金中央金庫	206,017,165
4	株式会社新生銀行	188,293,370
5	株式会社東京三菱銀行	179,616,394
6	住友信託銀行株式会社	72,005,390
7	三菱信託銀行株式会社	67,877,310
8	株式会社三井住友銀行	65,237,315
9	中央三井信託銀行株式会社	53,777,270
10	株式会社第一勵業銀行	47,036,550

(答弁通知書受領)

一、去る十一日、内閣から、衆議院議員三井辨雄君提出国民の視点にたった良質かつ安全な医療の推進のために国立大学病院薬剤部の組織体制の充実・強化に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年十一月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

(委員会の設置)

及び八代海の海域の環境並びに当該海域における水産資源に関する総合的な調査を行わせるとともに、諫早湾干拓事業の施行を停止し、あわせて当該調査の結果に基づき新たな施策が講ぜられまでの間における緊急の措置等を定めることにより、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復を推進することとする。

第二条 環境省に、有明海・八代海再生調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

十 前各号の調査の結果に基づき、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復のために講ずべき施策について、環境大臣、農林水産大臣又は関係各大臣に勧告すること。

第四条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

五 前各号の調査の結果に基づき、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復のために講ずべき施策について、環境大臣、農林水産大臣又は関係各大臣に勧告すること。

一 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の一第一項の規定による諫早湾干拓事業(以下「諫早湾干拓事業」とい

う。)と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査を行うこと。

六 地域の環境と当該海域の環境との関係に関する調査を行うこと。

七 有明海及び八代海の海域に流入する河川等の水質と当該海域の環境との関係に関する調査を行うこと。

八 地域の環境と当該海域の環境との関係に関する調査を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、有明海及び八代海の海域の環境並びに当該海域における水産資源に関する調査を行うこと。

十 前各号の調査の結果に基づき、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復のために講ずべき施策について、環境大臣、農林水産大臣又は関係各大臣に勧告すること。

第五条 委員会は、委員七人をもって組織する。

十一 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができる。

(組織)

(委員長)

第六条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

(委員長)

七 委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならぬ。

(委員の任命)

八 委員会は、環境の保全及び改善又は漁業に関し十分な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、環境大臣が任命する。

(目的)

九 委員に欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、環境大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する

右の議案を提出する。

平成十四年七月十六日

提出者

佐藤謙一郎 筒井 信隆
鮫島 宗明 原口 一博
橋崎 欣弥
賛成者
安住 淳外百十六名

有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法

第一条 この法律は、有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、臨時の措置として、有明海・八代海再生調査委員会を設置し、有明海

2 この法律において「八代海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

四 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

五 熊本県三角岳から中神島を経て三角灯台に至る直線

六 熊本県大矢野岳から天草上島恵比須島に至る直線

七 有明海及び八代海における赤潮、貧酸素水塊等の発生機構に関する調査を行うこと。

八 有明海及び八代海の海域の環境と当該海域における水産資源との関係に関する調査を行ふこと。

一 熊本県三角岳から高松山三角点に至る直線

二 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線

三 熊本県天草上島恵比須島から大矢野岳に至る直線

四 熊本県三角灯台から熊本県天神山に至る直線

五 熊本県天草上島恵比須島から大矢野岳に至る直線

六 熊本県三角岳から中神島を経て三角灯台に至る直線

七 有明海及び八代海における赤潮、貧酸素水塊等の発生機構に関する調査を行うこと。

八 有明海及び八代海の海域の環境と当該海域における水産資源との関係に関する調査を行ふこと。

者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で

両議院の事後の承認を得なければならない。こ

の場合において、両議院の事後の承認を得られ

ないときは、環境大臣は、直ちにその委員を罷

免しなければならない。

(委員の罷免)

第八条 環境大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務等)

第九条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、環境大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は宮利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員の給与)

第十一条 委員の給与は、別に法律で定める。

(会議及び議事録の公開)

第十二条 委員会の会議及び議事録は、公開するものとする。

(資料提出の要求等)

第十二条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する

者以外の者に対して、必要な協力を依頼することができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、公聴会を開くことができる。

(報告及び公表)

第十三条 委員会は、第四条第一号から第九号までの調査を終えたときは、環境大臣、農林水産大臣及び関係各大臣に当該調査の結果を報告す

るとともに、これを公表しなければならない。

2 委員会は、前項に定める場合のほか、毎年一回、環境大臣、農林水産大臣及び関係各大臣に告ずるとともに、これを公表しなければならない。

第十四条 第一号から第九号までの調査の状況を報告するとともに、これを公表しなければならない。

(勧告及び公表)

第十五条 第三条から前条までに規定するもののほか、委員会の組織、所掌事務及び委員その他

の職員その他委員会に関し必要な事項は、政令

で定める。

(調査の実施による損失の補償)

第十六条 国は、第四条第一号から第九号までの

調査の実施により漁業者等が損失を受けた場合における当該損失を補償するための措置を講ずるものとする。

(知識の普及)

第十七条 農林水産大臣は、この法律の施行後速やかに、諫早湾干拓事業の施行を停止しなければならない。

2 農林水産大臣は、諫早湾干拓事業について第

大臣又は関係各大臣に勧告するものとする。

第十八条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復のため講ずべき施策につい

て、環境大臣、農林水産大臣又は関係各大臣は、あると認めるときは、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における

水産資源の回復のために講ずべき施策につい

て、環境大臣は、前項に定める場合のほか、必要が

あると認めるときは、有明海及び八代海の海域

における水産資源の回復を推進するため、第

四条第一号から第九号までの調査の結果に基づき新たな施策が講ぜられるまでの間における緊急の措置として、次に掲げる事業の実施を推進しなければならない。

1 漁場の保全及び整備(水産動植物の生育環

境の回復を含む。)に関する事業

2 有明海及び八代海の海域に流入する河川の流域における森林の整備に関する事業

3 排水処理施設の整備に関する事業

4 前三号に掲げるもののほか、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該

海域における水産資源の回復のための事業で政令で定めるもの

(知識の普及)

第十九条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善を図るために、関係住民等に対し、当該海域の環境の保全及び改善に関する知識の普及を図るよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(一) 法律の失効

第一条 この法律は、施行の日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

(環境省設置法の一部改正)

第三条 環境省設置法(平成十一年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法(平成十四年法律第二百一号)が効力を失う日までの間、同法の定めるところにより環境省に有明海・八代海再生調査委員会を置く。

第四条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十四号の次に次の二号を加える。

十四の一 有明海・八代海再生調査委員会の常勤の委員

第一条第二十八号の次に次の二号を加える。

二十八の一 有明海・八代海再生調査委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「運輸審議会の常勤の委員」を「運輸審議会の常勤の委員の委員」に改める。

理由

有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復を推進し、有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、臨時の措置として、有明海・八代海再生調査委員会を設置し、有明海及び八代海の海域の環境並びに当該海域における水産資源に関する総合的な調査を行わせるとともに、諫早湾干拓事業の施工を停止し、あわせて当該調査の結果に基づき新たな施策が講ぜられるまでの間ににおける緊急の措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約二十億円の見込みである。

有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案(佐藤謙一郎君外四名提出、第二百五十四回国会衆法第四四〇号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、臨時の措置として、当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

3 緊急の措置

1 有明海・八代海再生調査委員会
(一) 環境省に、有明海・八代海再生調査委員会(以下「委員会」という。)を置くこととし、その委員は、環境の保全及び改善又は

漁業に關し十分な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、環境大臣が任命するものとすること。

(二) 委員会は、諫早湾干拓事業と有明海及び八代海の海域の環境との関係等に関する調査を行うものとすること。また、その調査結果に基づき、当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復のために構すべき策策について、環境大臣、農林水産大臣又は関係各大臣に勧告すること。

(三) 環境大臣、農林水産大臣又は関係各大臣は、(二)の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならないものとすること。

(四) 国は、(二)の調査の実施により漁業者等が損失を受けた場合における当該損失を補償するための措置を講ずるものとすること。

2 謳早湾干拓事業の停止等

農林水産大臣は、この法律の施行後速やかに、諫早湾干拓事業の施行を停止しなければならないものとすること。また、農林水産大臣は、諫早湾干拓事業について1の(二)の勧告を受けたときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならないものとすること。

3 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、初年度約二十億円の見込みである。

4 議案の否決理由

本案は、有明海及び八代海の海域の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復を推進し、有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、臨時の措置を講じようとするものであるが、不適当なものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

5 施行期日等

この法律は、公布の日から施行するものとし、施行の日から起算して三年を経過した日にその効力を失るものとする。

れるまでの間における緊急の措置として、漁場の保全及び整備に関する事業、当該海域に流入する河川の流域における森林の整備に関する事業、排水処理施設の整備に関する事業等の実施を推進しなければならないものとする。

衆議院議長 編纂 民輔殿

平成十四年十一月十一日

農林水産委員長 小平 忠正

有明海及び八代海を再生するための特別措置
に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十四年五月二十八日

提出者

古賀 誠 金田 英行

原田 義昭 山本 公一

松岡 利勝 今村 雅弘

宮腰 光寛 冬柴 鐵三

江田 康幸 野田 育

久間 章生 外五十七名

賛成者

(目的)
有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律

第一条 この法律は、有明海及び八代海が、国民

にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫と
して、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代
の国民に継承すべきものであることにかんが

み、有明海及び八代海の再生に関する基本方針
を定めるとともに、有明海及び八代海の海域の
特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並

びに当該海域における水産資源の回復等による
漁業の振興に関する施策を推進するため、有明
海及び八代海の再生に関する基本方針(以下「基
本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定め
るものとする。

一 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び
漁業の振興に関する施策に関する計画
を策定し、その実施を促進する等特別の措置を
講ずることにより、國民的資産である有明海及
び八代海を豊かな海として再生することを目的
とする。

(定義)

第二条 この法律において「有明海」とは、次に掲

げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をい

う。

一 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線

二 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線

三 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至
る直線

四 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に
至る直線

2 この法律において「八代海」とは、次に掲げる
直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

一 熊本県三角岳から中神島を経て三角灯台に
至る直線

二 熊本県大矢野岳から天草上島恵比須鼻に至
る直線

三 熊本県高松山三角点から染岳に至る直線

四 熊本県天草下島台場ノ鼻から鹿児島県長島
大崎に至る直線

五 鹿児島県長島神崎鼻から鵜瀬鼻に至る直線

3 この法律において「関係県」とは、福岡県、佐
賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県を
いう。

4 この法律において「指定地域」とは、関係県の
市町村の区域のうち、有明海及び八代海の海域
の環境の保全若しくは改善又は当該海域におけ
る水産資源の回復等による漁業の振興に関する
施策を講ずべき地域で次条第一項の規定により

指定されたものをいう。

(地域の指定)

第三条 指定地域は、主務大臣が、関係県の申請
に基づき、関係行政機関の長に協議して指定す
るものとする。

2 関係県は、前項の申請をしようとするとき
は、あらかじめ、関係市町村に協議しなければ
ならない。

3 主務大臣は、第一項の指定をしたときは、そ
の旨及びその区域を公示しなければならない。

4 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じた
ときは、これを公表するとともに、関係県に通知
しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を変更するものとする
ときは、基本方針を変更するものとする。

6 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
について準用する。

4 前三項の規定は、指定地域の変更について準
用する。

5 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

6 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

7 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

8 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

9 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

10 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

11 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

12 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

13 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

14 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

15 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

16 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

17 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

18 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

19 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

20 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

21 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

22 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

23 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

24 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

25 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

26 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

27 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

28 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

29 第二項及び第四項の規定は、基本方針の変更
については準用する。

口 干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項	4 関係県は、県計画を定めようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。
ハ 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項	5 主務大臣は、前項の協議をするに当たっては、それぞれの県計画の調和が図られるよう配慮するものとする。
二 河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項	6 主務大臣は、第四項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
ホ 森林の機能の向上に関する事項	7 関係県は、県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に通知しなければならない。
ヘ 漁場の生産力の増進に関する事項	8 第三項から前項までの規定は、県計画の変更について準用する。
ト 水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項	（事業の実施）
チ 有害動植物の駆除に関する事項	第六条 県計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。
三 前号に掲げる事項に係る次に掲げる事業の実施に関する事項	（事業の実施）
イ 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業	第八条 県計画に基づいて平成十四年度から平成二十三年度までの各年度において関係県が国から補助金の交付を受けて行う漁港漁場整備法
ロ 海域の環境の保全及び改善に関する事業	（昭和二十五年法律第二百三十七号）第四条に規定する漁港漁場整備事業(同条第一号に掲げるも
ハ 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業	3 前項の式において「財政力指數」とは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十二条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものと合算したもの三分の一の数値をいう。
二 漁場の保全及び整備に関する事業	2 前項の式において「調整率」とは、次の式により算定した数値をいう。 $1 + 0.1 \times \frac{\text{調節税}}{\text{賦課税}}$
ホ 漁業関連施設の整備に関する事業	4 第二項に定めるもののほか、促進協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、促進協議会が定める。
四 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための調査研究に関する事項	5 第一項の協議を行う場合において必要と認められるときは、関係市町村及び学識経験のある者の意見を聴くものとする。
3 関係県は、県計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村から意見を聽かなければならない。	6 第二項に定める特定事業に係る経費に対する国(以下「特定事業」という。)に係る経費に対する国の補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、次条に定めるところにより算定するものとする。
2 前項の協議を行うための会議(次項において「会議」という。)は、主務大臣等又はその指名する職員をもって構成する。	7 第九条 特定事業に係る経費に対する国(以下「特定事業」とい
4 農林水産大臣は、引上率を算定し、関係県に通知するものとする。	8 う。)の割合は、関係県(以下「関係県」とい

おける水産資源の回復等による漁業の振興に関する実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を促進する等特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約二十億円の見込みである。

本案施行に要する経費

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案(古賀誠君外九名提出、第百五十四回国会衆法第一三号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民的資産である有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本方針及び県計画

(一) 主務大臣は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を推進するため、有明海及び八代海の再生に関する基本方針を定めなければならぬものとすること。
(二) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県(以下「関係県」という。)は、基本方針に基づき実施すべき施策に関する県計画を定めるものとすること。

5 その他の措置

下水道の整備、漂流物の除去、河川の流況の調整、森林の保全及び整備、水産動物の種苗の放流、調査研究の体制の整備、酸処理剤の適正な使用、自然災害の発生の防止、赤潮等による漁業被害等に係る支援、赤潮等による漁業被害者の救済、知識の普及等について規定すること。

6 施行期日等

この法律は、公布の日から施行するもの

2 促進協議会

主務大臣、関係行政機関の長及び関係県の知事は、それぞれの県計画の調和を図りつつ、その実施を促進するために必要な協議を行ふため、促進協議会を組織することができるものとすること。

3 国の補助の割合の特例

県計画に基づいて平成十四年度から平成二十三年度までの各年度において関係県が行う一定の漁港漁場整備事業について、国の補助の割合の特例を設けるものとすること。

4 地方債についての配慮等

県計画を達成するために行う事業にかかる経費に充てるための地方債について特別の配慮をするとともに、国は、県計画に基づいて行う漁業の振興のための事業等の実施に必要な資金の確保等の措置を講ずるよう努めなければならないものとする」と。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、初年度約二十億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して大島農林水産大臣より「特に異存はない。」旨の意見が述べられた。右報告する。

平成十四年十一月十一日

衆議院議長 総務委員長 小平 忠正

農林水産委員長 小平 忠正

至る直線

四 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

とすること。

(別紙) (小文及びは修正)

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律

第一条 この法律は、有明海及び八代海が、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵澤を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、有明海及び八代海の再生に関する基本方針を定めるとともに、有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策に関する計画を策定し、その実施を促進する等特別の措置を講ずることにより、国民的資産である有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目的とする。

第二条 この法律において「有明海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

一 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
二 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
三 熊本県天草上島東比須鼻から大矢野岳に至る直線

四 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

- 2 この法律において「八代海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

一 熊本県三角岳から中神島を経て三角灯台に至る直線

二 熊本県大矢野岳から天草上島恵比須鼻に至る直線

三 熊本県高松山三角点から染岳に至る直線

四 熊本県天草下島台場ノ鼻から鹿児島県長島大崎に至る直線

五 鹿児島県長島神崎鼻から鵜瀬鼻に至る直線

3 この法律において「関係県」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県をいう。

4 この法律において「指定地域」とは、関係県の市町村の区域のうち、有明海及び八代海の海域の環境の保全若しくは改善又は当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を講すべき地域で次条第一項の規定により指定されたものをいう。

(地域の指定)

3 第三条 指定地域は、主務大臣が、関係県の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して指定するものとする。

2 関係県は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の指定をしたときは、そ

2 この法律において「八代海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

4 前三項の規定は、指定地域の変更について準用する。

(県計画)

- | | | |
|-----|---|--|
| | | （県計画） |
| 第四条 | 主務大臣は、有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を推進するため、有明海及び八代海の再生に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。 | 第三項の規定は、指定地域の変更について準用する。 |
| 2 | 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 | (基本方針) |
| 1 | 一 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する基本的な指針
二 次条第一項の県計画の策定に関する基本的な事項
三 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係県の意見を聞くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。 | 第五条 関係県は、基本方針に基づき、当該関係県の区域内の指定地域について、有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を推進するため、有明海及び八代海の再生に関する基本方針(以下「県計画」という。)を定めるものとする。 |
| 2 | 2 県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 | 2 県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 |
| 1 | 一 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する方針
二 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための次のに掲げる事項
イ 水質等の保全に関する事項
ロ 干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項
ハ 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項
二 河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項
ホ 森林の機能の向上に関する事項
ヘ 漁場の生産力の増進に関する事項
ト 水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項 | 2 県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 漁場の保全及び整備に関する事業
ホ 漁業関連施設の整備に関する事業
四 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための調査研究に関する事項 |
| 3 | 3 関係県は、県計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村から意見を聴かなければならない。 | 3 関係県は、県計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村から意見を聴かなければならない。 |
| 4 | 4 関係県は、県計画を定めようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。 | 4 関係県は、県計画を定めようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。 |
| 5 | 5 主務大臣は、前項の協議をするに当たっては、それぞれの県計画の調和が図られるよう配慮するものとする。 | 5 主務大臣は、前項の協議をするに当たっては、それぞれの県計画の調和が図られるよう配慮するものとする。 |
| 6 | 6 主務大臣は、第四項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。 | 6 主務大臣は、第四項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。 |
| 7 | 7 関係県は、県計画を定めたときは、運営について準用する。 | 7 関係県は、県計画を定めたときは、運営について準用する。 |

く、これを公表するとともに、関係市町村に通知しなければならない。

8 第三項から前項までの規定は、県計画の変更について準用する。

(事業の実施)

第六条 県計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(促進協議会)

第七条 主務大臣、関係行政機関の長及び関係県の知事(以下この条において「主務大臣等」という。)は、それぞれの県計画の調和を図りつつ、その実施を促進するために必要な協議を行っため、促進協議会を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議(次項において「会議」という。)は、主務大臣等又はその指名する職員をもって構成する。

3 会議において協議が調つた事項については、主務大臣等は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 第一項に定めるもののほか、促進協議会が組織及び運営に関し必要な事項は、促進協議会が定める。

5 第一項の協議を行う場合において必要と認められるときは、関係市町村及び学識経験のある者の意見を聞くものとする。

(国の補助の割合の特例)

第八条 県計画に基づいて平成十四年度から平成二十三年度までの各年度において関係県が国から補助金の交付を受けて行う漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第四条に規定する漁港漁場整備事業(同条第二号に掲げるものに限る。)のうち、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善を図るために行う事業で政令で定めるもの(以下「特定事業」という。)に係る経費に対する国の補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、次条に定めるところにより算定するものとする。

第九条 特定事業に係る経費に対する国の補助の割合は、関係県(以下この条において「当該特定事業に係る経費に対する通常の国の補助の割合」という。)に当該特定事業に係る経費に対する通常の国の補助の割合に次の式により算定した数(小数点以下一位未満は、切り上げるものとする。第四項において「引上率」という。)を乗じて算定するものとする。

1+0.1×調整率

2 前項の式において「調整率」とは、次の式により算定した数値をいう。

$$0.46 - \text{当該県の財政力指數}(財政力指數が0.46を超えるときは0.46) \\ 0.75 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{すべての関係県のうち財政力指數が最低の関係県の財政力指數}}{代海の海域における水産動植物の増殖及び養殖}$$

3 前項の式において「財政力指數」とは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百二十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法

付税法(昭和三十五年法律第二百三十八号)第十四条の規定により算定した基準財政需要額

第十二条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年

度に係るものと合算したものとの三分の一の数値をいう。

(漂流物の除去等)

4 農林水産大臣は、引上率を算定し、関係県に通知するものとする。

第十一条 第八条の規定により特定事業に係る経費に対する国が通常の補助の割合を超えて補助する」ととなる額の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

4 農林水産大臣は、引上率を算定し、関係県に通知するものとする。

ならない。

2 関係県は、県計画に基づき、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第二百三十八号)第十四条の七第一項の規定による生活排水対策重点地域の指定その他の生活排水対策の実施を推進しなければならない。

第三項から前項までの規定は、有明海及び八代海の海域において、漂流物の除去その他広域的な海域の環境の保全及び改善のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十四条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域等において、漂流物の除去その他広域的な海域の環境の保全及び改善のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十五条 河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)第七条(同法第二百条において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。)及び同法第四十四条第一項に規定するダムを設置する者は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善を図るためにダムの貯留水を利用して、当該ダムの目的に支障のない範囲内において、河川の流況の調整に努めなければならない。

第十六条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域における水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るために、森林の保全及び整備に努めなければならない。

第十七条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域における水産動植物の増殖及び養殖のためには、下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備その他の有明海及び八代海の海域の水質の保全

のためには、下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備その他の有明海及び八代海の海域の水質の保全

の推進を図るため、水産動物の種苗の放流、養殖漁場の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査研究の体制の整備等)

第十八条 国及び関係県は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るために、赤潮の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努めるとともに、総合的な調査研究の体制の整備、調査の実施及びその結果の公表、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等の措置を講ずるものとする。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「百三十六万五千円」を「百三十二万五千円」に、「百十万六千円」を「百八万三千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区	分	報酬月額
最高裁判所長官	最高裁判所長官	一、二五五、〇〇〇円
最高裁判所判事	最高裁判所判事	一、六四六、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	東京高等裁判所長官	一、五七六、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	その他の高等裁判所長官	一、四六〇、〇〇〇円
判事	判事	一、三一七、〇〇〇円
二号官	二号官	一、一六〇、〇〇〇円
一号官	一号官	一、〇八二、〇〇〇円
二号官	二号官	七九三、〇〇〇円
三号官	三号官	九一七、〇〇〇円
四号官	四号官	六四四、〇〇〇円
五号官	五号官	五八〇、〇〇〇円
六号官	六号官	七一三、〇〇〇円
七号官	七号官	六四四、〇〇〇円
八号官	八号官	四六五、四〇〇円
九号官	九号官	四〇〇円
十号官	十号官	三九八、一〇〇円
十一号官	十一号官	三七一、四〇〇円
十二号官	十二号官	三四六、三〇〇円
十三号官	十三号官	三一八、一〇〇円
十四号官	十四号官	三〇六、九〇〇円
十五号官	十五号官	三〇六、九〇〇円
十六号官	十六号官	二九五、五〇〇円
十七号官	十七号官	二六八、七〇〇円
十八号官	十八号官	二五九、一〇〇円
十九号官	十九号官	二五九、一〇〇円
二十号官	二十号官	二五九、一〇〇円
二十一号官	二十一号官	二五九、一〇〇円
二十二号官	二十二号官	二五九、一〇〇円
二十三号官	二十三号官	二五九、一〇〇円
二十四号官	二十四号官	二五九、一〇〇円
二十五号官	二十五号官	二五九、一〇〇円
二十六号官	二十六号官	二五九、一〇〇円
二十七号官	二十七号官	二五九、一〇〇円
二十八号官	二十八号官	二五九、一〇〇円
二十九号官	二十九号官	二五九、一〇〇円
三十号官	三十号官	二五九、一〇〇円
三十一号官	三十一号官	二五九、一〇〇円
三十二号官	三十二号官	二五九、一〇〇円
三十三号官	三十三号官	二五九、一〇〇円
三十四号官	三十四号官	二五九、一〇〇円
三十五号官	三十五号官	二五九、一〇〇円
三十六号官	三十六号官	二五九、一〇〇円
三十七号官	三十七号官	二五九、一〇〇円
三十八号官	三十八号官	二五九、一〇〇円
三十九号官	三十九号官	二五九、一〇〇円
四十号官	四十号官	二五九、一〇〇円
四十一号官	四十一号官	二五九、一〇〇円
四十二号官	四十二号官	二五九、一〇〇円
四十三号官	四十三号官	二五九、一〇〇円
四十四号官	四十四号官	二五九、一〇〇円
四十五号官	四十五号官	二五九、一〇〇円
四十六号官	四十六号官	二五九、一〇〇円
四十七号官	四十七号官	二五九、一〇〇円
四十八号官	四十八号官	二五九、一〇〇円
四十九号官	四十九号官	二五九、一〇〇円
五十号官	五十号官	二五九、一〇〇円
五十一号官	五十一号官	二五九、一〇〇円
五十二号官	五十二号官	二五九、一〇〇円
五十三号官	五十三号官	二五九、一〇〇円
五十四号官	五十四号官	二五九、一〇〇円
五十五号官	五十五号官	二五九、一〇〇円
五十六号官	五十六号官	二五九、一〇〇円
五十七号官	五十七号官	二五九、一〇〇円
五十八号官	五十八号官	二五九、一〇〇円
五十九号官	五十九号官	二五九、一〇〇円
六十号官	六十号官	二五九、一〇〇円
六十一号官	六十一号官	二五九、一〇〇円
六十二号官	六十二号官	二五九、一〇〇円
六十三号官	六十三号官	二五九、一〇〇円
六十四号官	六十四号官	二五九、一〇〇円
六十五号官	六十五号官	二五九、一〇〇円
六十六号官	六十六号官	二五九、一〇〇円
六十七号官	六十七号官	二五九、一〇〇円
六十八号官	六十八号官	二五九、一〇〇円
六十九号官	六十九号官	二五九、一〇〇円
七十号官	七十号官	二五九、一〇〇円
七十一号官	七十一号官	二五九、一〇〇円
七十二号官	七十二号官	二五九、一〇〇円
七十三号官	七十三号官	二五九、一〇〇円
七十四号官	七十四号官	二五九、一〇〇円
七十五号官	七十五号官	二五九、一〇〇円
七十六号官	七十六号官	二五九、一〇〇円
七十七号官	七十七号官	二五九、一〇〇円
七十八号官	七十八号官	二五九、一〇〇円
七十九号官	七十九号官	二五九、一〇〇円
八十号官	八十号官	二五九、一〇〇円
八十一号官	八十一号官	二五九、一〇〇円
八十二号官	八十二号官	二五九、一〇〇円
八十三号官	八十三号官	二五九、一〇〇円
八十四号官	八十四号官	二五九、一〇〇円
八十五号官	八十五号官	二五九、一〇〇円
八十六号官	八十六号官	二五九、一〇〇円
八十七号官	八十七号官	二五九、一〇〇円
八十八号官	八十八号官	二五九、一〇〇円
八十九号官	八十九号官	二五九、一〇〇円
九十号官	九十号官	二五九、一〇〇円
九十一号官	九十一号官	二五九、一〇〇円
九十二号官	九十二号官	二五九、一〇〇円
九十三号官	九十三号官	二五九、一〇〇円
九十四号官	九十四号官	二五九、一〇〇円
九十五号官	九十五号官	二五九、一〇〇円
九十六号官	九十六号官	二五九、一〇〇円
九十七号官	九十七号官	二五九、一〇〇円
九十八号官	九十八号官	二五九、一〇〇円
九十九号官	九十九号官	二五九、一〇〇円
一百号官	一百号官	二五九、一〇〇円

附 則
この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日
(公布の日が月の初日であるときは、その日)から
施行する。

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報
酬額を改定する必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

簡易裁判所判事
十一号
十二号
十三号
十四号
十五号
十六号
十七号
十八号
十九号
二十号
二十一号
二十二号
二十三号
二十四号
二十五号
二十六号
二十七号
二十八号
二十九号
三十号
三十一号
三十二号
三十三号
三十四号
三十五号
三十六号
三十七号
三十八号
三十九号
四十号
四十一号
四十二号
四十三号
四十四号
四十五号
四十六号
四十七号
四十八号
四十九号
五十号
五十一号
五十二号
五十三号
五十四号
五十五号
五十六号
五十七号
五十八号
五十九号
六十号
六十一号
六十二号
六十三号
六十四号
六十五号
六十六号
六十七号
六十八号
六十九号
七十号
七十一号
七十二号
七十三号
七十四号
七十五号
七十六号
七十七号
七十八号
七十九号
八十号
八十一号
八十二号
八十三号
八十四号
八十五号
八十六号
八十七号
八十八号
八十九号
九十号
一百号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、
裁判官について、一般の政府職員の例に準じ
て、その報酬月額の改定を行おうとするもの
で、その内容は次のとおりである。
1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等
裁判所長官の報酬については、これに対応す
る内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給

官報(号外)

の減額におおむね準じ、その他の裁判官の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の減額に準じて、それぞれこれを減額するものとするこ

と。
2 報酬月額の改定は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行するものとすること。

二 議案の可決理由
本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定するものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年十一月十三日

法務委員長代理 理事 佐藤 剛男

衆議院議長 総質 民輔殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十四年十月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

別表(第二条関係)	区 分												俸 給 月 額
	檢	事	總	長	檢	事	總	長	檢	事	總	長	
東京高等検察庁検事長	一号								一、六四六、〇〇〇円				
その他の検事長	二号								一、三四五、〇〇〇円				
	三号								一、三四五、〇〇〇円				
	四号								一、三一七、〇〇〇円				
	五号								一、一六〇、〇〇〇円				
	六号								一、〇八一、〇〇〇円				
	七号								九一七、〇〇〇円				
	八号								七九三、〇〇〇円				
	九号								六四四、〇〇〇円				
	十号								七一三、〇〇〇円				
	十一号								六四四、〇〇〇円				
	十二号								九一七、〇〇〇円				
	十三号								七九三、〇〇〇円				
	十四号								六四四、〇〇〇円				
	十五号								七一三、〇〇〇円				
	十六号								六四四、〇〇〇円				

平成十四年十一月十四日 衆議院会議録第十号

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

附 則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の目的及び要旨
本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官について、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 檢事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する国務大臣その他の特別職の職員の俸給の減額におおむね準じ、その他他の検察官の俸給についてこれに対応する一般職の職員の額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の減額に準じて、それぞれこれを減額するものとすること。
- 2 俸給月額の改定は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行するものとする。
- 3 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定するものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年十一月十三日

法務委員長代理 理事 佐藤 剛男
衆議院議長 締貫 民輔殿

公職選挙法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

内閣総理大臣 小泉純一郎

公職選挙法の一部を改正する法律案
次のように改正する。

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

- 1 「前項」を「第一項」とし、同項を同条第三項として、同条第一項の次に次の二項を加える。
全部又は一部となつた市町村では、その区域の全部又は一部が廢置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廢置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む）を含むものとする。
- 2 「前項」を「第二項」とし、同項を同条第四項として、同条第一項の次に次の二項を加える。
全部又は一部となつた市町村では、その区域の全部又は一部が廢置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廢置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む）を含むものとする。

附 則

理由
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する法律による改定の基準となる日をいう。以下この項において同じ。がこの法律の施行の日以後であるものについて適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日がこの法律の施行の日前であるものについては、なお從前の例による。

新法第二百一条の十四の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

第二百一条の十四第一項中「衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員又は市長の選挙については、これに対応する市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む）を各選挙につき」に改める。

第一條 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（適用区分）

第一条 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）第二十一条の規定は、新法第二十一条第一項中「当該市町村の住民票」を

「登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廢置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廢置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。」を「登録市町村等の住民票」に、「市町村から当該市町村」を「市町村から登録市町村等」に、「当該市町村の住民基本台帳」を「登録市町村等の住民基本台帳」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」と改め、同項を同条第三項として、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 新法第二百一条の十四の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

登録に係る基準日（選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日をいう。以下この項において同じ。）がこの法律の施行の日以後であるものについて適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日がこの法律の施行の日前であるものについては、なお従前の例による。

登録に係る基準日（選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日をいう。以下この項において同じ。）がこの法律の施行の日以後であるものについて適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日がこの法律の施行の日前であるものについては、なお従前の例による。

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、市町村の廢置分合に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する住所要件について特例を定めるとともに、市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の期日の告示の前に掲示された政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターについて、他の選挙と同様の規制を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 市町村の廢置分合に伴う選挙権に係る住所要件の特例

(一) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する三箇月の住所要件については、廃置分合により消滅した市町村に住所を有した期間を通算するものとすること。
(二) 選挙人名簿の登録要件である住民基本台帳への三箇月の登載期間については、廃置分合により消滅した市町村の住民基本台帳に登載されていた期間を通算するものとする。

2 選挙運動の期間前に掲示された政治活動用ポスターの撤去

市議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙については、当該選挙の期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体が

その政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となつたときは、当該候補者となつた日のうちに、当該選挙区(選挙区がないときには、選挙の行われる区域)において、当該ポスターを撤去しなければならないものとする」と。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとすること。

(二) この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第二十一条の規定は、新法第二十二条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日がこの法律の施行の日以後であるものについて適用するものとすること。

(三) 新法第二百一条の十四の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、市町村の廢置分合に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する住所要件について特例を定めるとともに、市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の期日の告示の前に掲示された

政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターについて、他の選挙と同様の規制を行おうとするもので、その措置を妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年十一月十三日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に
関する特別委員長
衆議院議長 締貫 民輔殿

高橋 一郎

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十四年十月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議会の議員及び長の選挙にあっては平成十五年四月十三日、指定都市以外の市、町村及び特別区(以下「市区町村」という。)の議会の議員及び長の選挙にあっては同月二十七日とする。

平成十五年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の選挙管理委員会にあっては平成十五年一月十一日までに、市区町村の選挙管理委員会にあっては同月二十六日までに、その旨を告示しなければならない。

3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長(第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第二十四条の二第一項又は第三項

て準用する場合を含む。)の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。)について、任期満了による選挙以外の選挙を行つべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行ふべき期間が平成十五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日付に告示しなければならない。

3 前二項の規定は、地方公共団体の議員又は長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第二百四十七号)第十四条第一項の規定により公職選挙法第十一章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

(重複立候補の禁止)

第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第二百九十九条の二及び第二百九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第二百九十九条の二第一項に規定する期間及び同法第二百九十九条の五第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同法第四項の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日以内に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議員又は長の任期満了による選挙について

4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長(当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第二十四条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされているものと除く。)について、選挙を行ふべき事由が生じた場合(同法第二百七十七条の規定により選挙を行ふべき事由が生じた場合を除く。)において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成

十五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(同時選挙)

第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ

公職選挙法第二百十九条第一項の規定により同時に行う。

第五条 第一条の規定により行われる指定都市の議員の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議員又は長の選挙

は、公職選挙法第二百十九条第一項の規定により同時に行う。

第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第二百九十九条の二第一項に規定する一定期間とは、同法第四項の規定にかかわらず、第一条第一項から第三項までに規定する期間及び同法第二百九十九条の五第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同法第四項の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日以内に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議員又は長の任期満了による選挙について

は、適用しない。

(寄附等の禁止期間)

第八条 第二号及び第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者のみに適用することとされる場合を含む。)、

第九条 第二号及び第八十六条の二第七項の規定により公職の候補者となることができない者のみに適用することとされる場合を含む。)

第十条 第二号及び第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者となることができない者のみに適用することとされる場合を含む。)

第十一条 第二号及び第八十六条の二第七項の規定により公職の候補者となることができない者のみに適用することとされる場合を含む。)

第十二条 第二号及び第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者となることができない者のみに適用することとされる場合を含む。)

第十三条 第二号及び第八十六条の二第七項の規定により公職の候補者となることができない者のみに適用することとされる場合を含む。)

第十四条 第二号及び第八十六条の二第七項の規定により公職の候補者となることができない者のみに適用することとされる場合を含む。)

第十五条 第二号及び第八十六条の二第七項の規定により公職の候補者となることができない者のみに適用することとされる場合を含む。)

第十六条 第二号及び第八十六条の二第七項の規定により公職の候補者となることができない者のみに適用することとされる場合を含む。)

第十七条 第二号及び第八十六条の二第七項の規定により公職の候補者となることができない者のみに適用することとされる場合を含む。)

第十八条 第二号及び第八十六条の二第七項の規定により公職の候補者となることができない者のみに適用することとされる場合を含む。)

第十九条 第二号及び第八十六条の二第七項の規定により公職の候補者となることができない者のみに適用することとされる場合を含む。)

五 都道府県知事の選挙 平成十五年二月二十日

一 指定都市の長の選挙 平成十五年三月三十日

二 都道府県等の議会の議員の選挙 平成十五年四月四日

三 都道府県等の議会の議員の選挙 平成十五年四月四日

四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員の選挙 平成十五年四月二十日

五 町村の議員及び長の選挙 平成十五年四月二十日

(同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)

第三条 公職選挙法第三十四条の二の規定は、地

方公共団体の議員の任期及び当該地方公

共団体の長の任期が共に平成十五年三月一日か

二 平成十五年三月二十一日から同年五月三十
一日までの間に任期が満了することとなる市
区町村の議会の議員の任期満了による選挙
(市区町村であって、当該市区町村の議会の
議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又
は同年一月二十六日のいずれか早い日におい
て現に在職する当該市区町村の長の任期満了
の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、
当該任期満了の日前九十日に当たる日から当
該任期満了の日の前日までの間に当該市区町
村の議会の議員の任期満了の日があるもの
(市区町村であって、当該市区町村の議会の
議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又
は同年一月二十六日のいずれか早い日におい
て、当該市区町村の長の任期満了による選挙
について第一条第二項後段の規定による告示
がなされているものを除く)の議会の議員の
任期満了による選挙に限る。)

三 平成十五年三月三十一日から同年五月三十
一日までの間に任期が満了することとなる市
区町村の長の任期満了による選挙(市区町村
であって、当該市区町村の長の任期満了の日
前九十一日に当たる日又は同年一月二十六日
のいずれか早い日において現に在職する当該
市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年
六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満
了の日前九十日に当たる日から当該任期満了
の日の前日までの間に当該市区町村の長の任
期満了による選挙に限る。)

当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日
に当たる日又は同年一月二十六日のいずれか
早い日において、当該市区町村の議会の議員
の任期満了による選挙について第一条第二項
後段の規定による告示がなされているものを
除く)の長の任期満了による選挙に限る。)
前項(第一号に係る部分に限る)の規定は、
都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙
について準用する。この場合において、同号中
「同年一月二十六日」とあるのは、「同年一月十
二日」と読み替えるものとする。
(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律
の施行に関し必要とされる事項については、政
令で必要な規定を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由
全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の
任期が平成十五年三月、四月又は五月中に満了す
ることとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円
滑な執行と経費の節減を図るため、これらの選挙
の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙
法の特例を定める等の必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

2 平成十五年六月一日から同月十日までの間
に任期が満了することとなる地方公共団体の
議会の議員又は長の任期満了による選挙につ
いては、選挙の期日及び告示の日を1に掲げ
ることとすることができるものとすること。

3 地方公共団体の議会の議員又は長につい
て、任期満了以外の選挙を行うべき事由が生
じた場合であって、一定の条件に該当すると
きは、選挙の期日及び告示の日を1に掲げる
こと。

4 九十日特例の規定は、地方公共団体の議会
の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任
期が共に平成十五年三月一日から同年五月三
十一日までの間に満了する場合には、適用し
ないものとすること。

5 同時選挙、重複立候補の禁止及び寄附等の
禁止に関し、必要な規定を設けるものとする
こと。

6 この法律は、公布の日から施行するものと
すること。

期満了の日があるもの(市区町村であって、
当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日
に当たる日又は同年一月二十六日のいずれか
早い日において、当該市区町村の議会の議員
の任期満了による選挙について第一条第二項
後段の規定による告示がなされているものを
除く)の長の任期満了による選挙に限る。)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期
日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)
に関する報告書

ので、その主な内容は次のとおりである。

1 平成十五年三月一日から同年五月三十一日
までの間に任期が満了することとなる地方公
共団体の議員又は長の任期満了による選
挙については、当該選挙を同年一月二十八
日以前に行う場合又は公職選挙法第三十四条
の二の規定(以下「九十日特例の規定」とい
う)により行う場合を除き、選挙の期日及び
告示の日を次のとおりとすること。

一 議案の目的及び要旨
本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議
員又は長の任期が平成十五年三月、四月又は五
月中に満了することとなる実情にかんがみ、こ
れらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るた
め、これらの選挙の期日を統一しようとするも

の二の規定(以下「九十日特例の規定」とい
う)により行う場合を除き、選挙の期日及び
告示の日を次のとおりとすること。

選挙の期日 告示の日
都道府県知事の選挙 平成十五年四月十三日 同年三月二十七日
指定都市の長の選挙 同年四月十三日 同年三月三十日
都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙
の選挙 同年四月十三日 同年四月四日
指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長
の選挙 同年四月二十七日 同年四月二十日
町村の議員及び長の選挙 同年四月二十七日 同年四月二十一日

官報(号外)

二 議案の可決理由

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成十五年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るために、これらの選挙の期日を統一しようとするもので、その措置を妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年十一月十三日

(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長) 高橋 一郎

衆議院議長 総質 民輔殿

知的財産基本法案

右

国会に提出する。

平成十四年十月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

知的財産基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 基本的施策(第十三条—第二十二条)

第三章 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(第二十三条)

第四章 知的財産戦略本部(第二十四条—第三十二条)

十三條)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品种、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関する権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

の他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二百六号)第一条规定する大学及び高等専門学校をいう)、第七条第三項において同じく、大学共同利用機関(国立学校設置法(昭和二十四年法律第二百五十号)第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう)、第七条第三項において同

じく、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう)、第三十条第一項において同じく、あって試験研究に関する業務を行うものの、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第二百三号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう)、第三十条第一項において同じく、あって研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。

(国民の責務)

第四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造性のある研究及び開発の成

果の円滑な企業化を図り、知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらし、もって我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化に的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

第五条 国は、前二条に規定する知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(大学等の責務等)

第七条 大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることいかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 大学等は、研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な待遇の確保並びに研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策であつて、大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関に係るものとを策定し、並びにこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関における研究の特性に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、我が国産業の発展において知的財産が果たす役割的重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、活力ある事業活動を通じた生産性の向上、事業基盤の強化等を図ることがで

きるよう、当該事業者若しくは他の事業者が創

造した知的財産又は大学等で創造された知的財産の積極的な活用を図るとともに、当該事業者が有する知的財産の適切な管理に努めるものとする。

(研究開発の推進)

2 事業者は、発明者その他の創造的活動を行う者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、発明者その他の創造的活動を行う者の適切な待遇の確保に努めるものとする。(連携の強化)

第九条 国は、国、地方公共団体、大学等及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、知的財産の創造、保護及び活用の効果的な実施が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(研究成果の移転の促進等)

第十三条 国は、大学等における研究成果が新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上等に有用であることにかんがみ、大学等において当該

研究成果の適切な管理及び事業者への円滑な移

転が行われるよう、大学等における知的財産に

関する専門的知識を有する人材を活用した体制の整備、知的財産権に係る設定の登録その他の手続の改善、市場等に関する調査研究及び情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(権利の付与の迅速化等)

第十四条 国は、発明、植物の新品種、意匠、商標その他の国の登録により権利が発生する知的財産について、早期に権利を確定することにより事業者が事業活動の円滑な実施を図ることができるよう、所要の手続の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他必要な施策

第一章 基本的施策

本法(平成七年法律第二百三十号)第二条に規定する科学技術の振興に関する方針に配慮しつつ、創造力の豊かな研究者の確保及び養成、研究施設等の整備並びに研究開発に係る資金の効果的な使用その他研究開発の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(訴訟手続の充実及び迅速化等)

第十五条 国は、経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、知的財産権の保護に関し司法の果たすべき役割がより重要なことにかんがみ、知的財産権に関する事件について、訴訟手続の一層の充実及び迅速化、裁判所の専門的な処理体制の整備並びに裁判外における紛争処理制度の拡充を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(権利侵害への措置等)

第十六条 国は、国内市場における知的財産権の侵害及び知的財産権を侵害する物品の輸入につ

いて、事業者又は事業者団体その他関係団体との緊密な連携協力体制の下、知的財産権を侵害する事犯の取締り、権利を侵害する物品の没収その他必要な措置を講ずるものとする。

(権利侵害への措置等)

第十七条 国は、国内外における知的財産権の

侵害及び知的財産権を侵害する物品の輸入につ

いて、事業者又は事業者団体その他関係団体との緊密な連携協力体制の下、知的財産権を侵害する事犯の取締り、権利を侵害する物品の没収その他必要な措置を講ずるものとする。

(権利侵害への措置等)

第十八条 国は、本邦の法令に基づいて設立された法人

その他の団体又は日本の国籍を有する者(「本邦法人等」という。次条において同じ。)の有する

知的財産が外国において適正に保護されない場合には、当該外国政府、国際機関及び関係団体

と状況に応じて連携を図りつつ、知的財産関

する条約に定める権利の的確な行使その他必要

な措置を講ずるものとする。

を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たり、その実効的な遂行を確保する観点から、事業者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(国際的な制度の構築等)

第十七条 国は、知的財産に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各國政府と共同して国際的に整合のとれた知的財産に係る制度の構築に努めるとともに、知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていない国又は地域において、本邦法人等が迅速かつ確実に知的財産の取得又は行使をすることができる環境が整備されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(新分野における知的財産の保護等)

第十八条 国は、生命科学その他技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果を知的財産として迅速かつ適正に保護することにより、活発な起業化等を通じて新たな事業の創出が期待されることにかんがみ、適正に保護すべき権利の範囲に関する検討の結果を踏まえつつ、法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産の適正な保護が図られるよう、権利の内容の見直し、事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備)

第十九条 国は、事業者が知的財産を活用した新

(人材の確保等)

たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図ることができるよう、知的財産の適正な評価方法の確立、事業者に参考となるべき経営上の指針の策定その他事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業が我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、個人による創業及び事業意欲のある中小企業者による新事業の開拓に対する特別の配慮がなされなければならない。

(情報の提供)

第二十条 国は、知的財産に関する内外の動向の調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学等その他関係者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講ずるものとする。(教育の振興等)

第二十一条 国は、国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

4 知的財産戦略本部は、第一項の規定により推進計画を作成したときは、遲滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 知的財産戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二十二条 国は、知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第三章 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画

第二十三条 知的財産戦略本部は、この章の定めるところにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(以下「推進計画」という。)を作成しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 知的財産の創造、保護及び活用のために政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針

7 第四項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第四章 知的財産戦略本部

(設置)

第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部(以下「本部」という。)を置く。

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

3 推進計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十六条 本部は、知的財産戦略副本部長、知的財産戦略副本部長及び知的財産戦略本部員をもって組織する。

(知的財産戦略本部長)

第二十七条 本部の長は、知的財産戦略本部長(以下「本部長」という)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(知的財産戦略副本部長)

第二十八条 本部に、知的財産戦略副本部長(以下「副本部長」という)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(知的財産戦略本部員)

第二十九条 本部に、知的財産戦略本部員(以下「本部員」という)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

二 知的財産の創造、保護及び活用に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(資料の提出その他の協力)

第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十一条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十二条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関する必要な事項は、政令で定める。

知的財産基本法案(内閣提出)に関する報告書

(検討)

第一条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求める。

理由

じよろとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 知的財産の定義として、発明、著作物など人間の創作的活動により生み出されるもの、商標など商品等を表示するもの及び営業秘密など事業活動に有用な技術上又は営業上の情報を定める。

2 基本理念として、知的財産に関する施策の推進は、国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造、我が国産業の国際競争力の強化及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、その推進に必要な体制を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 基本的施策として、大学等における研究開発の推進、特許権等の権利の付与の迅速化、訴訟手続の充実及び迅速化、国内及び国外における権利侵害への措置、新分野における知的財産の保護、専門的知識を有する人材の確保等を規定する。

4 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画について、原則として施策の具体的な目標及び達成の時期を付すべきこと等所要の事項を規定する。

5 内閣に知的財産戦略本部を設置し、内閣総理大臣を本部長とするなど組織、所掌事務等を規定する。

6 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、政府は、この法律の施行

官 報 (号 外)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律

改正する。

附則第一十一項から第一十四項までを削る。

別表第一(第三条関係)

三	二	一	級
四 三 二 一	九 八 七 六 五 四 三 二 一	二 一	号 給
五六一、一〇〇円 五七三、九〇〇円 五八二、四〇〇円 五九〇、九〇〇円	四五五、八〇〇円 四六七、五〇〇円 四七九、二〇〇円 四九〇、八〇〇円 五一、五〇〇円 五一四、二〇〇円 五一五、九〇〇円 五一三、七〇〇円 五四一、五〇〇円	三七一、五〇〇円 三九三、三〇〇円	給 料 月 額

別表第一(第三条関係)

第十六条第一項中「一月十六日から二月末日までの間」及び「三月一日」を削り、同條第二項中「三月一日」、「二月十五日」及び「三月一日」を削る。

施行期日

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第一条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

特例措置)

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改止する。

2
第一條の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第一項の規定により平成十四年十一月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十四年法律第号)附則第五項及び第六項の規定の例による。

による

二三月一日、

理由

当の額については、当該各号に掲げる割合に十分の十一を乗じて得た割合)」を削り、同項第一号中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する等の必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

項第一号中「百分の四十八」を「百分の五十六」に

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

平成十四年十一月十四日 衆議院会議録第十四号

官 報 (号 外)

平成十四年十一月十四日 衆議院会議録第十一号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第一、二、三、七、八号の発送は都合により後日
となるため、第十八号を先に発送しました。)

発行所
〒105-0001
東京都港区虎ノ門四丁目五番地
財務省印刷局
電話
03(3587)4294
定価
本体一冊一百〇五円
郵便別冊一〇〇円